

志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 4 月 14 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する令和 8 年度志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託（以下「本業務」という。）について、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。）第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した受託候補者を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式採用の理由)

第 3 条 本業務は、給水停止や未収金対策等、市民と直接折衝することになる業務において、事業者の多くの経験及び高い質の技術、他市町での事例や実績などを強く求めるものであり、民間特有の発想やアイディア・創意工夫などを総合的に審査し、本業務の内容に最も適した受託候補者を選定することが望ましいため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(手続き開始の公告)

第 4 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1)公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2)その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1)志摩市ホームページ

(2)志摩市上下水道部水道総務課窓口での閲覧

(募集要項)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務概要	業務名、履行期間、業務区域、業務内容
2 事業の限度額	見積限度額(参考)

3	実施型式	公募型プロポーザル方式
4	参加資格要件	必要な参加資格、受託実績
5	参加申込・資格審査	参加申込書類、提出先及び提出期限、参加資格審査結果
6	提案書類の作成・提出方法	提案書、提出方法、提出場所、提出期限、提出書類
7	審査方法及び審査内容	審査の方法、審査内容
8	質問及び回答	質問及び回答の方法、質問及び回答の期限
9	契約手続き等	契約手続き
10	書類提出先・問合せ先	書類提出先、問合せ先
11	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別
12	提案に係る費用の負担に関する事項	提出書類等の作成に係る費用負担
13	その他	参加申込み後の辞退
14	日程	プロポーザルのスケジュール

(参加資格要件)

第 6 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 8 年度志摩市競争入札資格者名簿に募集要項で示した対象業種（部門）において令和 8 年 4 月 1 日の時点で登録されていること。名簿に登載されていない応募者については、選定の対象外とする。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) その他募集要項で示した要件、同種業務の実績等参加資格要件を満たしていること。

(失格基準)

第 7 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。

- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

- 第 8 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第 1 号)を提出するものとする。
- 2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期限は募集要項に明示する。
  - 3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書(様式第 2 号)により通知する。

(参加辞退)

- 第 9 条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届(様式第 3 号)を志摩市上下水道部水道総務課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(受託候補者の決定)

- 第 10 条 志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング(プレゼンテーション、デモンストレーション)等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。
  - 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
  - 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 14 日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第 11 条 市長は、第 10 条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて、次の内容を公表するものとする。

- ・受託候補者の商号又は名称
- ・受託候補者の総得点

(随意契約の締結)

第 12 条 第 10 条第 1 項により決定された受託候補者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2 第 10 条第 1 項により決定された受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第 13 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1)参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2)本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3)提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4)提出書類については、返却しない。
- (5)提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6)提出書類及び審査における提案評価得点等の公開、非公開については、志摩市情報公開条例に基づき処理するものとする。ただし提案書に記載された提案者のみが所有する技術やノウハウ、審査結果などで提案者が不利益を被る可能性のある事項は非公開とする。

(その他)

第 14 条 本要領に定めのない事項については、委員会において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。